

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成28年1月7日(2016.1.7)

【公表番号】特表2015-504197(P2015-504197A)

【公表日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【年通号数】公開・登録公報2015-008

【出願番号】特願2014-540556(P2014-540556)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/06 (2012.01)

G 06 Q 20/32 (2012.01)

【F I】

G 06 Q 20/06 100

G 06 Q 20/32

【手続補正書】

【提出日】平成27年11月12日(2015.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1タイプのユーザ識別子を識別する第1アイコン及び第2タイプのユーザ識別子を識別する第2アイコンを含む確認フォームをスマートホンのディスプレイ装置に表示し、

前記確認フォームから、前記第1タイプのユーザ識別子を識別する第1アイコンを選択し、

ユーザ検証を行うための第1の画像をスマートホンに記録し、

前記確認フォームが表示される間に前記第1アイコンを不作動化し、前記第1アイコンが、前記ユーザ検証を遂行するために前記第1の画像を記録するのに応答して不作動化され、

前記確認フォームから、前記第2タイプのユーザ識別子を識別する第2アイコンを選択し、

ユーザ検証を行うために第2の画像をスマートホンに記録し、

前記確認フォームが表示される間に前記第2アイコンを不作動化し、前記第2アイコンが、前記ユーザ検証を遂行するための前記第2の画像を記録するのに応答して不作動化され、

前記ユーザ検証を行うための第1の画像及び第2の画像を前記スマートホンからアプリケーションサーバーへ伝送し、及び

前記ユーザ検証が成功であったことを示す通知を前記アプリケーションサーバーから前記スマートホンで受け取る、

ことを含む方法。

【請求項2】

前記第1タイプのユーザ識別子は、クレジットカードの前面、クレジットカードの裏面、デビットカードの前面、デビットカードの裏面、運転免許証の前面、運転免許証の裏面、パスポート、請求書、移動電話の請求書、公益事業の請求書、取引明細書、クレジットカードの取引明細書、及び銀行の預金残高証明書より成るグループから選択される、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ユーザ検証のために前記アプリケーションサーバーへ伝送された画像を前記アプリケーションサーバーが首尾良くアップロードしたことを指示する通知をスマートホンにおいて受け取ることを更に含む、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

前記ユーザ検証のために前記アプリケーションサーバーへ伝送された画像の検証を前記アプリケーションサーバーが待機していることを指示する通知をスマートホンにおいて受け取ることを更に含む、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記ユーザ検証が首尾良く完了したことを指示する通知をスマートホンにおいて受け取り、

前記ディスプレイ装置に前記ユーザ検証が首尾良く完了したことを指示する通知を表示する、

ことを更に含む、請求項4に記載の方法。

【請求項6】

スマートホンにおいて支払手段データを含むユーザプロフィールを生成し、

前記ユーザ検証は、前記支払手段データを検証するために遂行される、請求項1から5のいずれかに記載の方法。

【請求項7】

前記ユーザ検証をスタートするために選択可能なアイコンを前記ディスプレイ装置に表示し、及び

前記ユーザ検証に関連した前記選択可能なアイコンを、前記スマートホンを使用して選択する、

ことを更に含み、前記ユーザ検証に関連したその選択可能なアイコンを選択することで、前記確認フォームの表示がトリガーされる、請求項1に記載の方法。

【請求項8】

第3タイプのユーザ識別子を識別する第3アイコンを前記確認フォームから選択し、

前記ユーザ検証を遂行するための第3の画像をスマートホンに記録し、

前記確認フォームが表示される間に前記第3アイコンを不作動化し、前記第3アイコンが、前記ユーザ検証を遂行するための前記第3の画像を記録するのに応答して不作動化され、

前記ユーザ検証を遂行するための第3の画像をスマートホンからアプリケーションサーバーへ伝送する、

ことを更に含む、請求項1に記載の方法。

【請求項9】

プロセッサと、

第1タイプのユーザ識別子を識別する第1アイコンを含む確認フォームを表示するように構成されたディスプレイ装置と、

前記確認フォームから、前記第1タイプのユーザ識別子を識別する前記第1アイコンと、少なくとも1つの追加のタイプのユーザ識別子のそれぞれを識別する少なくとも1つの追加のアイコンとを選択し、追加のアイコンが、追加のタイプのユーザ識別子のそれぞれを識別する、ユーザインターフェイスと、

第1のユーザ検証を遂行するための第1の画像を記録するように構成された、コンピュータ読み取り可能なデータ記憶装置と、
を備え、

前記コンピュータ読み取り可能なデータ記憶装置は、前記確認フォームが表示される間に前記第1アイコンを不作動化するために前記プロセッサで実行可能なコンピュータ読み取り可能なプログラムインストラクションを記憶し、前記第1アイコンは、前記第1のユーザ検証を遂行するために前記第1の画像の記録に応答して不動化され、更に、前記コンピュータ読み取り可能なデータ記憶装置は、前記確認フォームが表示される間に前記第2アイコンを不作動化するために前記プロセッサで実行可能なコンピュータ読み取り可能な

プログラムインストラクションを記憶し、前記第2アイコンは、前記第1のユーザ検証を遂行するために前記第2の画像の記録に応答して不動化され、

前記ユーザインターフェイスは、前記確認フォームから、第2タイプのユーザ識別子を識別し第2アイコンを選択するように構成され、

前記コンピュータ読み取り可能なデータ記憶装置は、第1のユーザ検証を遂行するための第2の画像を記録し、

ネットワークインターフェイスは、前記第1のユーザ検証を行うための前記第1の画像及び前記第2の画像をアプリケーションサーバへ伝送し、前記第1のユーザ検証が成功であったことを示す第1の通知を前記アプリケーションサーバから受け取るように構成される、スマートホン。

【請求項10】

前記第1タイプのユーザ識別子は、クレジットカードの前面、クレジットカードの裏面、デビットカードの前面、デビットカードの裏面、運転免許証の前面、運転免許証の裏面、パスポート、請求書、移動電話の請求書、公益事業の請求書、取引明細書、クレジットカードの取引明細書、及び銀行の預金残高証明書より成るグループから選択される、請求項9に記載のスマートホン。

【請求項11】

前記ディスプレイ装置は、ユーザ検証をスタートするために選択可能なアイコンを表示するように構成され、

前記ユーザインターフェイスは、ユーザ検証に関連した前記選択可能なアイコンを選択するように構成され、及び

前記ユーザ検証に関連した前記選択可能なアイコンを選択することで、前記確認フォームの表示がトリガーされる、請求項9及び10に記載のスマートホン。

【請求項12】

前記ユーザ検証をスタートするために選択可能な表示されたアイコンは、検証アイコンを含む、請求項11に記載のスマートホン。

【請求項13】

前記ネットワークインターフェイスは、前記第1のユーザ検証のために前記アプリケーションサーバへ伝送された画像を前記アプリケーションサーバが首尾良くアップロードすることを指示する第2の通知を受け取るように構成される、請求項12に記載のスマートホン。

【請求項14】

前記ネットワークインターフェイスは、前記第1のユーザ検証のために前記アプリケーションサーバへ伝送された画像の検証を前記アプリケーションサーバが待機していることを指示する第3の通知を受け取るように構成される、請求項13に記載のスマートホン。

【請求項15】

請求項1から8のいずれかに記載の方法を実施するためにプロセッサにより実行可能なコンピュータ読み取り可能なプログラムインストラクションを含むコンピュータ読み取り可能なデータ記憶装置。